

## 共同利用実験・研究者、協同研究員についての申し合わせ事項

1. 全ての共同利用実験・研究者から、年度始めに承諾書を提出してもらおう。実験課題採択等に伴い、年度途中で随時追加を受け付ける。
  - ・学生、教官は基本的には学科長もしくは派遣命令権を委嘱されている者
  - ・大阪大学・他部局所属者を含む
  - ・研究所、民間機関等の所属者は上記に相当する者
  - ・外部に所属のない研究者は本人
2. 協同研究員は、以下に分類される。
  - ・RCNP のプロジェクト研究等に協力する研究者で学生は除く
  - ・RCNP で放射線管理が必要な研究者
  - ・「放射線管理区域一時立ち入り」の「立会い者」になる必要のある研究者、「入構証」の発行が必要な研究者
  - ・協同研究員の受け入れについては、基本的に4月の教授会で決定し、直近の運営委員会です承する。ただし、年度途中においても随時受入れ手続等を行う。

### (参考)

1. 実験系の学生に対しては、承諾書で「学生教育研究災害障害保険」加入を求める。
2. RCNP が常識的に見て必要な安全管理や環境整備などをしていなかった場合、事故が起きれば損害賠償の対象になると予測される。安全規定の周知、環境の整備に心がけること。どこまで必要か法的規定はないが、安全委員会で議論しておくのが良い。
3. 他研究所等での経験によると、学生の事故が発生した場合、現実には学生の保険の金額が安すぎて全くカバー出来ないらしい。

平成15年3月20日

(畑中、板橋、和田、田中)